

平成23年度以降に競争性のある契約に移行予定のもの(第1・四半期)

(独立行政法人名:平和祈念事業特別基金)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	移行困難な事由	移行予定年限	備考
		該当なし									

〔記載要領〕

1. 本表は、「随意契約見直し計画」の対象となっている契約を対象とすること。
2. 本表は、平成22年度に締結した契約のうち、平成23年度以降に競争性のある契約への移行予定のものについて、当該契約ごとに記載すること。
3. 本表は、「公共調達適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3. の記載方法に準じて記載すること。
4. 「移行困難な事由」欄は、平成22年度に競争性のある契約に移行できなかった事由を記載することとし、「移行予定年限」欄は、平成23年度以降の具体的な移行予定年限(例:平成23年度)を記載すること。

平成23年度以降も競争性のない随意契約によらざるを得ないもの(第1・四半期)

(独立行政法人名: 平和祈念事業特別基金)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
収集資料等保管倉庫の賃貸借	独立行政法人平和祈念事業特別基金 契約担当役理事 福井 健一 東京都新宿区若松町19番1号	平成22年4月1日	カトーレック株式会社 東京都江東区枝川2丁目8番7号	運送又は保管させるとき (会計規程第26条第1項第6号)	—	4,863,600円	—	—	当該調達は、倉庫の継続使用に係る契約であり、新たに調達を行った場合、書類の搬送などの移転費用が発生するとともに、作業日数が必要となることから業務に支障をきたすため。 (会計規程第26条第1項第6号(運送又は保管させるとき))	5	
ゼロックス電子複写機の保守及び消耗品供給	独立行政法人平和祈念事業特別基金 契約担当役理事 笹本 健 東京都新宿区若松町19番1号	平成22年3月17日	富士ゼロックス株式会社 東京都港区六本木3丁目1番1号	契約の性質又は目的が競争を許さない (会計規程第26条第1項第1号)	—	2,399,412円	—	—	複写機等は、メーカーによる定期点検(保守サービス)及びメーカー純正品の消耗品を使用しなければ、その性能を維持できないだけでなく故障の原因となりかねなく、必要とする物品又はサービスの提供者が他に存在しないため。 (会計規程第26条第1項第1号(契約の性質又は目的が競争を許さない))	19	
ハウジング及びホスティングサービスの利用	独立行政法人平和祈念事業特別基金 契約担当役理事 福井 健一 東京都新宿区若松町19番1号	平成22年4月1日	NECネクソソリューションズ株式会社 東京都港区三田1丁目4番28号	契約の性質又は目的が競争を許さない (会計規程第26条第1項第1号)	—	3,578,400円	—	—	本基金システムの構築を行っており、さらに本システム導入時より保守業務等を行っているなど、システム等全てにおいて熟知しているため。 (会計規程第26条第1項第1号(契約の性質又は目的が競争を許さない))	19	
後納郵便料	独立行政法人平和祈念事業特別基金 契約担当役理事 福井 健一 東京都新宿区若松町19番1号	平成22年4月1日	郵便事業株式会社 東京都千代田区霞が関1-3-2	契約の性質又は目的が競争を許さない (会計規程第26条第1項第1号)	—	6,886,890円	—	—	必要とする物品又はサービスの提供者が他に存在しないため。 (会計規程第26条第1項第1号(契約の性質又は目的が競争を許さない))	9	
平和祈念展示資料館賃貸借	独立行政法人平和祈念事業特別基金 契約担当役理事 福井 健一 東京都新宿区若松町19番1号	平成22年4月1日	新宿住友ビル管理株式会社 東京都新宿区西新宿2丁目6番1号	契約の性質又は目的が競争を許さない (会計規程第26条第1項第1号)	—	34,981,380円	—	—	当該借上げを行える相手方は他に存在せず、競争を許さないため。 (会計規程第26条第1項第1号(契約の性質又は目的が競争を許さない))	5	
平和祈念展示資料館に係る電気料	独立行政法人平和祈念事業特別基金 契約担当役理事 福井 健一 東京都新宿区若松町19番1号	平成22年4月1日	新宿住友ビル管理株式会社 東京都新宿区西新宿2丁目6番1号	契約の性質又は目的が競争を許さない (会計規程第26条第1項第1号)	—	4,135,918円	—	—	必要とする物品又はサービスの提供者が他に存在しないため。 (会計規程第26条第1項第1号(契約の性質又は目的が競争を許さない))	5	
平和祈念展示資料館清掃業務	独立行政法人平和祈念事業特別基金 契約担当役理事 福井 健一 東京都新宿区若松町19番1号	平成22年4月1日	新宿住友ビル管理株式会社 東京都新宿区西新宿2丁目6番1号	契約の性質又は目的が競争を許さない (会計規程第26条第1項第1号)	—	1,467,900円	—	—	必要とする物品又はサービスの提供者が他に存在しないため。 (会計規程第26条第1項第1号(契約の性質又は目的が競争を許さない))	5	
平和祈念展示資料館警備業務	独立行政法人平和祈念事業特別基金 契約担当役理事 福井 健一 東京都新宿区若松町19番1号	平成22年4月1日	株式会社アイザワビルサービス 東京都新宿区西新宿7丁目22番12号	契約の性質又は目的が競争を許さない (会計規程第26条第1項第1号)	—	8,946,000円	—	—	必要とする物品又はサービスの提供者が他に存在しないため。 (会計規程第26条第1項第1号(契約の性質又は目的が競争を許さない))	5	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
「戦争体験の労苦を語り継ぐ集い」の実施	独立行政法人平和祈念事業特別基金 契約担当役理事 福井 健一 東京都新宿区若松町19番1号	平成22年4月5日	財団法人全国強制抑留者協会 東京都千代田区九段北1-8-2九段第二勸業ビル2階	・「戦争体験の労苦を語り継ぐ集い」を、関係団体への委託により、中期目標の期間の2年6月間において30回以上開催する (中期計画第2-3-(2)-(2)) ・契約の性質又は目的が競争を許さない (会計規程第26条第1項第1号)	-	4,000,000円	-	-	本業務を実施するために必要不可欠な要件は、①地域に偏りなく調査対象者を全国規模で選ぶことができるなど、本業務実施に関する情報、経験、知識、資料等を有していること、②関係者の実態、心情をよく理解し得るなど深い見識、特別な配慮を行い得ることができること、③本業務を確実に実施するために必要な体制が確保されていることであり、これらを満たす能力を有する者は他に存在しないため。 (会計規程第26条第1項第1号(契約の性質又は目的が競争を許さない))	19	
「戦後強制抑留者に関する地方展示会」の実施	独立行政法人平和祈念事業特別基金 契約担当役理事 福井 健一 東京都新宿区若松町19番1号	平成22年4月5日	財団法人全国強制抑留者協会 東京都千代田区九段北1-8-2九段第二勸業ビル2階	・全国各地で基金の直轄又は関係団体への委託により、地方展示会を計画的に開催する (中期計画第2-1-(3)-(4)) ・契約の性質又は目的が競争を許さない (会計規程第26条第1項第1号)	-	22,500,000円	-	-	本業務を実施するために必要不可欠な要件は、①地域に偏りなく調査対象者を全国規模で選ぶことができるなど、本業務実施に関する情報、経験、知識、資料等を有していること、②関係者の実態、心情をよく理解し得るなど深い見識、特別な配慮を行い得ることができること、③本業務を確実に実施するために必要な体制が確保されていることであり、これらを満たす能力を有する者は他に存在しないため。 (会計規程第26条第1項第1号(契約の性質又は目的が競争を許さない))	19	

〔記載要領〕

1. 本表は、「随意契約見直し計画」の対象となっている契約を対象とすること。
2. 本表は、平成22年度に締結した契約のうち、平成23年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないものについて、当該契約ごとに記載すること。
3. 本表は、「公共調達適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3. の記載方法に準じて記載すること。
4. 「随意契約によらざるを得ない事由」欄は、可能な限り具体的に記載する。「随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分」欄は、別添の「随意契約事由別 類型早見表」の類型区分(1~12)の番号を記載する。その他以下に該当する番号を記載する。
 - ・緊急の必要により競争に付することができない場合「13」
 - ・競争に付することが不利と認められる場合「14」
 - ・秘密の保持が必要とされている場合「15」
 - ・競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいない場合「16」
 - ・特例政令に相当する規定に該当する場合「17」
 - ・国において定める随意契約の限度額を超える契約で、法人の定める限度額を下回る契約については「18」
 - ・その他、類型区分に分類できないものについては「19」

随意契約事由別 類型早見表

随 意 契 約 事 由	類型区分
<p>≪競争性のない随意契約によらざるを得ない場合≫</p>	
<p>イ 契約の相手方が法令等の規定により明確に特定されるもの</p>	
<p>(イ)法令の規定により契約の相手方が一に定められているもの</p>	<p>1</p>
<p>(ロ)条約等の国際的取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの</p>	<p>2</p>
<p>(ハ)閣議決定による国家的プロジェクトにおいて、当該閣議決定により、その実施者が明示されているもの</p>	<p>3</p>
<p>(ニ)地方公共団体との取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの</p>	<p>4</p>
<p>ロ 当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む。)</p>	<p>5</p>
<p>ハ 官報、法律案、予算書又は決算書の印刷等</p>	<p>6</p>
<p>ニ その他</p>	
<p>(イ)防衛装備品であつて、かつ、日本企業が外国政府及び製造元である外国企業からライセンス生産を認められている場合における当該防衛装備品及び役務の調達等</p>	<p>7</p>
<p>(ロ)電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。)</p>	<p>8</p>
<p>(ハ)郵便に関する料金(信書に係るものであつて料金を後納するもの。)</p>	<p>9</p>
<p>(ニ)再販売価格が維持されている場合及び供給元が一の場合における出版元等からの書籍の購入</p>	<p>10</p>
<p>(ホ)美術館等における美術品及び工芸品等の購入</p>	<p>11</p>
<p>(ハ)行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの</p>	<p>12</p>